

令和7年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部 課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 3. 4	R7. 5. 2	(1) 2024年4月1日付メール（12時30分） (2) 2024年4月1日付メール（16時04分） (3) 2024年4月1日付メール（17時51分） (4) 2024年4月1日付メール（23時28分） (5) 2024年4月3日付メール（20時22分） (6) 2024年4月5日付メール（0時36分） (7) 2024年4月5日付メール（19時35分） (8) 2024年4月8日付メール（15時49分） (9) 2024年4月8日付メール（19時18分） (10) 2024年4月9日付メール（7時37分） (11) 2024年4月10日付メール（18時52分） (12) 2024年4月10日付メール（20時23分） (13) 2024年4月19日付メール（11時38分） (14) 2024年4月22日付メール（8時32分） (15) 2024年8月2日付メール（13時06分） (16) 2024年8月13日付メール（9時42分） (17) 2024年8月13日付メール（16時31分）	165		1					1				1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条6号） 公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	財務局主計 部財政課
2	R7. 4. 30	R7. 5. 7	令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（一次単価） 令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（一次単価） 令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（一次単価） 令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（歩掛）	10, 211	1															財務局建築 保全部技術 管理課
3	R7. 5. 9	R7. 5. 12	貸付区画図 原図番号 都・貸付中央105、同106、同107及び同108	4	1															財務局財産 運用部活用 促進課
4	R7. 5. 1	R7. 5. 15	立会証明書（練馬区水川台四丁目〇〇） 旧住宅営団水川台測量図	2		1					1		1						・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため ・公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局財産 運用部活用 促進課
5	R7. 4. 22	R7. 5. 26	江戸川区新堀一丁目〇〇（住居表示 1－〇〇）及び〇〇（都有地）並びに〇〇（住居表示 1－〇〇）及び〇〇（都有地）と、〇〇（区道）との土地境界に係る位置の確認において東京都と江戸川区が取り交わした文書					1											土地境界に係る位置の確認において、合意が過去なされておらず、取り交わしを行った文書はないことから当該公文書は存在しない。	財務局財産 運用部活用 促進課
6	R7. 4. 25	R7. 5. 26	江戸川区新堀一丁目〇〇（住居表示 1－〇〇）及び〇〇（都有地）並びに〇〇（住居表示 1－〇〇）及び〇〇（都有地）と、〇〇（区道）との土地境界に係る位置の確認において東京都、江戸川区及び〇〇株式会社が取り交わした文書					1											土地境界に係る位置の確認において、合意が過去なされておらず、取り交わしを行った文書はないことから当該公文書は存在しない。	財務局財産 運用部活用 促進課
7	R7. 5. 12	R7. 5. 26	令和6年4月1日付建築工事積算標準単価 令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価 令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価 令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（歩掛）	10, 575	1															財務局建築 保全部技術 管理課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。